

第 7 4 号議案

町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2 0 2 4 年) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例

町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例（平成２７年１２月町田市条例第５０号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後			改正前		
別表第２（第４条関係）			別表第２（第４条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
１ 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって市規則で定めるもの	１ 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって市規則で定めるもの
		略			略
		児童手当法（昭和４６年法律第７３号）による児童手当の支給に関する情報であって市規則で定めるもの			児童手当法（昭和４６年法律第７３号）による児童手当又は <u>特例給付（同法附則第２条第１項に規定する給付をいう。）</u> の支給に関する情報であって市規則で定めるもの
		略			略
略	略	略	略	略	略

附 則

この条例中別表第２の１の項の改正規定（「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める部分に限る。）は公布の日から、同項の改正規定（「進学準備給付金」

を「進学・就職準備給付金」に改める部分を除く。）は令和6年10月1日から施行する。